

霧島市条例第67号
令和元年12月27日

霧島市横川勤労者技術研修館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市横川勤労者技術研修館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市横川勤労者技術研修館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第250号）の一部を次のように改正する。

別表中「200円」を「210円」に、「150円」を「160円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。